

令和5年度

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

令和5年4月

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

実施主体 向日市・長岡京市・大山崎町が共同で設置する地域自立支援協議会

目的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う。

事業

- ・障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
- ・広域的な困難事例について支援策などの協議を行う。
- ・将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
- ・その他必要な事項を行う。

全体会 34の機関・団体で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。
(福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等)

部会等 支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、委員会・部会及びプロジェクトを設置する。

運営委員会 協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の構成などについて協議する。
(委託相談支援事業所と行政機関)

備考 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる。

事務局 乙訓福祉施設事務組合 障がい者相談支援課内

令和5年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

1 部会等を設置する

- (1) 「医療的ケア」委員会（「医療的ケア」が必要な人の生活支援についての協議）
- (2) 人材確保・育成部会（人材確保・育成に関する具体的方策の協議）
- (3) 就労支援部会（庁内実習の充実、企業就労への促進等の協議）

2 プロジェクト等を設置する

- (1) 相談支援プロジェクト（基幹を中心に事例から地域課題を検討）
- (2) 喀痰吸引等研修プロジェクト（医療的ケアに関わる3号研修の実施）
- (3) 精神障がい者地域生活支援プロジェクト（圏域での「居場所」の検討等）
- (4) 児童発達支援プロジェクト（必要とされる児童発達支援の検討等）

3 各種団体・機関の研修会等を支援する

4 ネットワークを構築する

- (1) 協議会のホームページを充実する。
- (2) 情報の相互提供の推進を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

5 その他目的達成のために必要なことを行う

障がい福祉に関する施策や施設整備等の様々な情報のうち、乙訓圏域に係るものについて、運営委員会や部会等において情報共有を行う。

令和5年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図

